

# 公 告

(大分川ダム工事事務所管内における災害時等応急対策工事に関する基本協定の締結)

次のとおり公告します。

平成21年2月9日

国土交通省九州地方整備局

大分川ダム工事事務所長 平松 信幸

## 1. 基本協定の概要等

### (1) 基本協定の目的

本協定は、大分川ダム工事事務所が管理する直轄管理区間及び関連区域において、大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合、緊急的に河川等の巡視又は応急対策工事を実施することを想定し、あらかじめ実施業者を定め、被害施設の早期発見、応急復旧及び災害の拡大防止に資することを目的としている。

### (2) 基本協定期間

基本協定締結区間は下記のとおりである。

- ・大分川ダム直轄管理区間及び関連区域

### (3) 基本協定期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

(4) 本協定締結業者の選定については、災害時等における応急復旧工事又は対策工事を実施する際の工事実施体制、保有技術者、工事の施工実績等に関する技術資料及び資機材保有状況、安全管理等に関するヒアリングを実施し、それらを総合的に評価して協定締結業者を5社程度選定する。

(5) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に工事を実施する場合は、速やかに工事請負契約を締結する。工事の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の工事を行わないことになることを付記する。

## 2. 参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における、一般土木工事に係る（B～C）等級の有資格業者の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）

に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。ただし、ヒアリングの時点において、九州地方整備局（港湾空港関係を除く）における、一般土木工事に係る（B～C）等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。）

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 基本協定区間である大分県大分市に本店が所在すること。

(5) 経常建設共同企業体にあつては、平成20年4月1日から九州地方整備局（港湾空港関係を除く。）における、一般土木工事に係る（B～C）等級の有資格業者（平成20年度現在のランクが（B～C）ランクであれば可）の認定を現在まで継続して受けていること。及び平成22年3月31日まで経常建設共同企業体の解散をしないこと。

なお、経常建設共同企業体が平成20年4月1日から現在まで継続しているとは、経常建設共同企業体の各構成員についても変更がないことをいう。

また、経常建設共同企業体とその構成員単位での重複参加は認めない。

(6) 協定締結参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び技術資料の提出日から締結業者決定までの期間に、九州地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者、又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(8) 請負契約を取り交わす時点において施工業者が法定外労働災害補償制度へ加入していること。

### 3. 技術資料の総合的な評価に関する事項等

技術資料等説明書に示す評価項目について、評価基準に基づき評価する。

### 4. 本基本協定に関する手続等

#### (1) 担当部局

〒870-0044 大分県大分市舞鶴町1-3-30 STビル

国土交通省九州地方整備局 大分川ダム工事事務所 工務課

担当：工務課長 西平 秀明

TEL097-538-3391（代）（内線311）

#### (2) 技術資料等説明資料の交付期間、場所及び方法

① 交付期間：平成21年2月9日（月）から平成21年2月23日（月）までの土曜日、

日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。

- ② 交付場所：〒870-0044 大分県大分市舞鶴町1-3-30 STビル  
国土交通省 九州地方整備局 大分川ダム工事事務所 工務課内
- ③ 交付方法： 手渡しによる交付

(3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間： 平成21年2月9日（月）から平成21年2月23日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
- ② 提出場所： 上記4.(2)②に同じ。
- ③ 提出方法： 持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出する。

4. その他

- (1) 技術資料の作成要領、基本協定締結業者の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。